

論題	神社合祀後における〈分祀〉について —神奈川県下の民俗事例をもとに—
著者	鈴木通大
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— (神奈川県立博物館研究報告) 第 10 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1982 年(昭和 57 年)3 月
判型	JIS-B5 (182mm × 257mm)

神社合祀後における〈分祀〉について

——神奈川県下の民俗事例をもとに——

鈴木通大

はじめに

明治政府は、内務大臣原敬のもとで神社合祀を明治39年から大々的に着手した。神社界からは「第二の維新」といわれ、神社の統廃合は、明治41～42年にかけて頂点に達し、全国の神社数は急激なる減少をみた。これらの合祀は、官僚の手によって推進されたので、稻荷、八幡、金比羅、天神の4社を合祀して稻八金天神社をつくるという極端なこともあった⁽¹⁾といふ。

柳田國男が「日本の神社合祀は、官符の懲罰を待つことなしに、以前にもくり返し行われて居たのであります⁽²⁾」と言及しているように、江戸時代にもいくつかの諸藩で、〈寄宮〉と称して行われていた⁽³⁾。

しかし明治時代の神社合祀は、全国的な規模で断行され、各地の由緒ある神社が破壊された。なかでも和歌山県、三重県などでは壮絶であったが、この神社合祀は途中で停止してしまい、府県によってはほとんど実施しないところもあったようである。

こうした政府の方針に対して、黙々と従うのが大方であったが、和歌山県では、南方熊楠が神社合祀反対の論陣を10年にわたって張り、今日でいう地域住民運動を展開⁽⁴⁾した。また、神社合祀後、しばらくして、ムラの勇敢な若者が夜陰にまぎれて、御神体を隣りムラの神社から取り戻して來た⁽⁵⁾というような、ささやかな抵抗が各地でこころみられた。

民俗社会では、合祀の主たる対象となった小神社に対し、先祖伝来の守護神であるという意識が強く存在していた。そのことは、合祀される氏神さんをムラの人々が村境までお送りし、まるで親と別れるような気持ちで別れを惜んだ⁽⁶⁾という伝承が各地に伝わっていることからもわかる。

このようなことから考えてみると、民俗社会においては、神社合祀は確かに断行されたが、ムラ人の脳裡からは、統廃合された氏神社への憧憬が消えないで、一層愛憎の念に駆立てられたのではなかろうか。そのことは、今回、本稿で取り上げる神社合祀後の〈分祀〉の問題に関わることである。

ここでいう〈分祀〉とは、ある神社がほかの神社に合祀された後に、また元に戻って以前の状態になることをいう。だから、本社と同一祭神を勧請して、新しく別に神社を建立して祀ることとは、ちがう意味での〈分祀〉で、神社合祀の逆をすることを指している⁽⁷⁾。

さて、本論にはいるまえに、神社合祀に関する研究動向について簡潔に取り上げたい。

神社合祀への本格的なアプローチは、森岡清美、米地実、孝本貢の諸氏であろう。森岡は、神社整理が徹底的に実施された三重県の事例分析を手掛けたり⁽⁸⁾、『神社協会雑誌』や『全国神職会々報』を駆使して、神社整理について全国的経緯から論述している⁽⁹⁾。米地は、神社政策を視座にして、法規、通牒類などへの詳細な検討を通して神社整理の研究を展開し、この方向に沿って、長野県における神社整理の事例を紹介し、さらに長野県諏訪市南真志野と東京都下府中市とで、神社整理政策が村落においてどのような経過のもとに受け入れられ、かつ実現されていったかを具体的に報告している⁽¹⁰⁾。孝本は、明治政府が神社政策として神道国教化を推進していく過程を明瞭にした⁽¹¹⁾。また前論文を踏まえて、神社合祀政策のなかで、政治権力が、神社をいかように統制しようとしたか、さらに地域社会のなかで神社合祀がいかに遂行されていったかを分析している⁽¹²⁾。その他にも、土岐昌訓⁽¹³⁾、千葉正士⁽¹⁴⁾、沼部春友⁽¹⁵⁾、谷岡治男・森安仁⁽¹⁶⁾、大藤時彦⁽¹⁷⁾、萩原龍夫⁽¹⁸⁾の諸氏によって、神社合祀に関して言及されており、村上重良は、伊勢神宮を本宗として全国の神社をピラミッド型に編成し、神社の祭祀を画一化した国家神道という大きな枠組のなかで、神社整理を掌握している⁽¹⁹⁾。

ところで、神社合祀については、いろいろと研究がなされてきたことは紹介してきたとおりであるが、その逆である〈分祀〉については、皆無であったといえよう。現に合祀されてしまった神社の氏子が、その跡地を遙拝所として、祭祀を営み続けてきたという例や、合祀によって忍びない淋しさを味わされた神社の氏子が、戦後になって〈分祀〉の式を行なって、以前の神社をムラに復活させたという例が、全国の到るところで伝承されている。

そこで、先に少しふれたが、この〈分祀〉について、神奈川県下における若干の事例を紹介しながら、神社合祀後、民俗社会において、どのようにして〈分祀〉が行なわれていたのかを把握し、その〈分祀〉の意義を考えてみたい。

神社〈分祀〉の諸相

〔事例①〕横浜市緑区旧荏田村（荏田町）は、小黒・渋沢・柚木・宿の4谷戸からなっており、荏田全体の総鎮守として、剣神社が信仰されている。この神社に、大正2年12月10日に、渋沢谷戸の十二社権現、柚木の熊野権現社、小黒谷戸の神明社・八幡社、宿の赤城神社が合祀された。柚木のヤトミヤであった熊野権現社を合祀後、その祠で稻荷を祭ったところ、祟りがあったので祭りなおして、再び権現を祀っている⁽²⁰⁾。

柚木では、熊野権現社を祭祀していたが、神社合祀後、その跡地で稻荷を祀ったら、祟りがあった。そこで、剣神社から熊野権現社を戻して再び祀っている。

〔事例②〕平塚市旧神田村大神の十三軒・七軒というムラで祀っている御嶽神社は、明治41年頃、寄木神社へ合祀されたが、4,5年もたたぬうちに祟りがあって再び分離した。またムラ人の夢の中に御嶽さんが現われて、もとの場所へ帰りたいといわれたからだともいう⁽²¹⁾。

〔事例③〕平塚市旧神田村田村の上町で祀っている天瀬宮は、明治時代に八坂神社へい

ったん合祀したが、もとの社地である隣家の人の夢枕に天満宮さんが立たれたので、大正初期にもとの場所に戻し、現在まで祀り続けている(22)。

事例②と③で、ムラ人の夢の中に氏神さんが現われて、もとの場所に帰りたいといわれたので、跡地にそれぞれ氏神を<分祀>している。また事例②では、事例①にもみられるように祟りが<分祀>の起因となっている。

〔事例④〕三浦郡葉山町旧下山口村では、茅木山の権現様を、大正時代に村の氏神である神明社に合祀したが、しばらくして内密に再び元に戻してしまった(23)。

〔事例⑤〕座間市皆原の金比羅社は、明治43年9月、鈴鹿明神社に合祀されたが、この合祀に關係した役員の家が次々と火災に遭い、これは金比羅様の祟りだというので、大正10年ごろ、元の所へ戻して祀ったという(24)。

〔事例⑥〕座間市芹沢の山王神社は、明治の代になり栗原神社に寄せ宮したが、明治30年ごろ、芹沢に疫病が流行したので、旧の場所へ戻し祀ったという(25)。

事例⑤でも祟りが<分祀>の起因となっているが、合祀に關係した人々だけに祟りの被害があったことは興味深い。このことは、神社合祀に際して協力した人々に対して、一般的のムラ人が不快に感じていたことを暗示しているようである。事例⑥では、疫病が流行したこと<分祀>の起因としている。確かに明治32年には全国的に赤痢が流行しているので、その原因を神社合祀に求めたことは理解できよう。

〔事例⑦〕愛甲郡愛川町半原の日向にある川北諏訪神社は、明治の神社合併の時に半原神社に合祀されたが、日向の人達が、どうしても地元に祀りたいといって、再び日向の旧地に祀った(26)。

〔事例⑧〕愛甲郡愛川町角田の下ノ街道にある天王社は、八幡神社に合祀されていたが、下ノ街道で大正9年頃病人が続出したので、元の敷地におさめた(27)。

事例⑦は、事例④と同じ種類の理由であろう。ムラ人にとって、自分たちが先祖代々祀ってきた氏神さんには離別しがたい崇敬の念をいつまでも抱いていたのであろう。だからこそ、機会があれば、元の場所に再び祀りたいという潜在的な願望と結びついて、<分祀>する行動に出たのであろう。事例⑧では、病人が続出して、元の場所に戻して祀っているが、このことは、疫病が流行して、跡地へ戻して祀っている事例⑥と、全く同じである。

〔事例⑨〕足柄上郡山北町諸淵には熊野神社が祀られている。明治時代に合祀したあと、大蔵野では遠いからといって、戦後小さい祠を作り戻した(28)。

〔事例⑩〕足柄上郡山北町谷戸で祀られていた八幡さんは、須賀神社に合祀されていたが、昭和23、24年頃、諸淵の熊野神社と一緒に戻したという。当時、カギトリ(鍵取り)の家に幟がしまってあり、家の者が弱かった。そこで婦人会で布を買って幟の縄を縫い直して、幟を作り立てて貰いたいといったら、幟を立てるのならご神体を戻して貰おうではないかといって戻したという⁽²⁹⁾。

〔事例⑪〕足柄上郡山北町峯では、明治時代須賀神社へ合祀する前は、金山さん・山の神さん・稻荷さんの3つの祠があった。その後、流行病があって、これは金山さんがおこったからということで、須賀神社から持って来てしまったという⁽³⁰⁾。

〔事例⑫〕足柄上郡山北町筈沢の氏神は、熊野神社で、もと宮の田の所にあった第六天が合祀されている。明治41年中川村の大室生神社に合祀されたが、その時棟札と小祠を残した⁽³¹⁾。

事例⑨も、事例④や⑦と同じ例であろう。事例⑪は、事例⑥や⑧と同じように病人が出て、そのことが〈分祀〉へのきっかけとなっている。事例⑩も、事例⑥、⑧、⑪と同じ系統の実例であろう。しかし、鍵取りという神社に深い関係のある家の者の中に、体が弱い者が出てきていることは、かたちこそ違うが事例⑤にみられたように、祟りが表出した一例とも考えられるであろう。さらに事例⑪でも流行病が起きたのは、合祀された金山さんが怒ったからだと伝承されている。このことも祟りの表出であることを例示している。

以上、神奈川県下における〈分祀〉の事例を12例ばかり概観してきた。次いで、これらの事例を用いて、神社合祀後の〈分祀〉について若干の予備的考察も加えてみたい。

若干の予備的考察

前述したように、神社合祀後の〈分祀〉についての研究は管見の及ぶかぎり、ほとんどなく、〈分祀〉に関する報告も散見する程度である。そこで、神奈川県下における〈分祀〉の事例から、民俗社会がどのように神社合祀を受けとめていたかを考えてみたい。

若干の考察を加える前に、神社合祀がどのような意図を以て、かつどのような手順を経ながら実施されてきたのかを俯瞰してみよう。

明治政府による神社合祀政策の端緒は、明治4年の太政官布告で、「官社以下順序定額」、「郷社定則」、「大小神社氏子取調規則」、「大小神社神官守札差出方心得」などである。これらの太政官布告で、神社は、「国家ノ宗祀」であると定められ、また同時に、官国幣社から村社までの社格が定められ、氏子調べなどが試みられた。その後、明治政府は、内務省神社局の設置に伴ない、神社に関する法令を整備していく、神社の廃止、合併、移転等を意味する〈神社整理〉の足場を築いていった。そして、明治39年から、神社整理の具体的な手続きを意味する通牒等が出され、「第二の維新」といわれた明治末期における神社整理が遂行された。猛威をふるった神社整理も在野で反対の声が強まり、明治43年、内務大臣が神社合併の方針は決して強制的なものではないと訓示した。これによって、合祀推進の政策は中止となったが、それ以降も合祀は行なわれていった⁽³²⁾。

ところで、神社合祀政策がなに故に遂行されたのだろうか。こうした政策が出てくる基

盤は、孝本が指摘しているように、神社界の「国家ノ宗祀」としての具現化への運動と、国家の地方行政再編政策とが合致したところにあるだろう⁽³³⁾。すなわち、政府側からみれば、神社合祀は、部落的割拠の精神的基盤を取り除き、市町村の団結強化を促進する手段⁽³⁴⁾になっていたし、神社合祀政策は、「公共心」、「協同一致」の精神を啓発する重要な一環になっていた⁽³⁵⁾といえるだろう。

こうした政策を円滑に推進させるために、内務省では、経済論、敬神論、神社中心説の3つの論理⁽³⁶⁾で説得していった。

では、神社合祀政策は神社にどんなことをもたらしたのだろうか。1つは、神社の系統化が確立したことであり、2つは、いわゆる「神」観念を宗教神としてではなく、皇祖神と崇敬神に統制されたことであり、3つは、神社合祀を推し進め、一町村一社に合祀することは、自然村の精神的基盤を取り除き、町村の団結を強化し、町村を住民掌握の単位としようとしたこと⁽³⁷⁾である。特に3番目のことは、自然村を撤去し、行政区の確立、すなわち民俗社会の潰滅をめざしていたことを示している。

さらに、こうした政策は、各地に伝承する古来の宗教習俗や民俗行事が改廃されて衰退していった。また、明治40年代に行われた神社祭式の統一は、土地ごとの習俗と結びついた各地の神社の神事に決定的な打撃をあたえた⁽³⁸⁾といわれる。

このように政府の手によって強行された宗教的伝統の破壊は、日本古来の伝統的習俗や慣行などを採訪によって記録にとどめようとする柳田國男による日本民俗学の提唱への大きな動機になった⁽³⁹⁾といえよう。

こうした時代背景のもとで、南方熊楠による反対運動や住民によるさやかな抵抗があったことは前述したとおりである。しかも、民俗社会におけるムラ人は、合祀の対象となった小神社や小祠に対し、先祖伝来の守護神であるという意識を濃厚に抱いていたので、合祀後もそれらの神々への憧憬が脳裡から離れなかったようである。

そこで、ムラ人は、合祀後、〈分祀〉する機会を密かに念願していたようである。その表徴として、合祀後の跡地を遙拝所として祭祀を営み続けたことや、2,3の石を残して跡地が消滅しないようにしていることなどがあげられよう。

だから、先に列記した〈分祀〉の事例にみられるようなことが、大きな契機となって〈分祀〉が遂行されることになるのだろう。換言すれば、このことは、〈分祀〉を行なう要因にもなっている。

そこで、これらの要因をここで整理してみると次のようになる。

1. 崇りがあった [3例]
2. 夢の中（夢枕）に現われた [2例]
3. 病院（疫病・流行病など）が出た [4例]
4. その他 [4例]

これらの要因のうちで、例えば、3の病人が出たということは、祟りの表出とも考えられる。そのことを裏付けるように、事例⑪では、流行病が起きたのは、金山さんが怒ったからだと伝承している。

この点を考慮してさらにまとめてみると次のようになる。

1. 合祀された氏神が怒る→祟りという形で表出
2. 合祀された氏神がもとに戻りたがる→夢の中に現われるという形で表出

3. その他

その他には、内密に再び元に戻してしまったとか、どうしても旧地に戻して祀りたいとか、合祀された場所が遠すぎるとか、跡地に棟札と小祠とをはじめ残していた例などがある。これらの例は、ムラ人たちが機会が到来すれば、氏神さんをもとの場所（跡地）に戻して祀りたいという潜在的意識の表出であるといえよう。これらの例を、便宜上、直接的要因と称してまとめるならば、祟りや夢枕などの例は、間接的要因と称することができよう。

明治政府は、神社合祀政策を強行してきたが、ムラ人たちが先祖代々、氏神を崇敬してきた淳朴なる信仰心までは翻意させられなかったようである。そのことは、神奈川県高座郡相原村相原部落（現相模原市相原の一部）においても、神社合祀政策に対して部落内で賛否両論の立場があり、激しく対立したこと⁽⁴⁰⁾からも推察することができよう。

また、平塚市旧丸島村の駒形神社は、明治42年3月20日、宮内省令により丸島村を含む旧岡崎村の日吉神社が村内の氏神社や小祠を合祀し、岡崎神社と改称された際に、氏子の寄附金と共有水田により祭典費の基本財産を造り合祀を免れた⁽⁴¹⁾という。ふつう被合祀神社は、明治39年における「合併跡地無代譲与」の勅令によって、社殿、社地等を譲渡しなければならなかつたのだから、この点からみても、合祀されることを極力、回避しようと努力したことは容易に想像できよう。ましてや小祠はもちろんのこと、社殿等が整っている神社を失うことはムラ人にとって、我慢できないことであったであろう。

さらに秘密裡に、神社合祀を免れた例もある。座間市河原宿では、明治から大正にかけてお宮の合祀が行なわれた。たまたま内務省の係官が寄せ宮したかどうかを河原宿へ調査に来るという。これを聞いた河原宿の氏子は、急いで大神宮を籠根の竹籠の中にそっと隠した⁽⁴²⁾という。ここにも、神社合祀に対するムラ人の抵抗をみることができるし、このことは、ムラ社会の隅々まで、政府の力が浸透していなかつたことを例示しているといえよう。

今まで述べてきたように、民俗社会では、神社合祀政策に対して消極的な対応を以て、〈分祀〉の時節をひたすら待望していたのである。それ故、〈分祀〉を遂行させた要因はムラ人たちの意志であり、それは神社合祀を黙々と拒否してきた姿を表徴しているのかもしれない。

また、間接的要因と規定した、祟りや夢枕は、民俗社会におけるムラ人たちが共有してきている呪術的部分の表徴であろう。だから、ムラ人たちが崇敬してきた神々を祀らなくなれば、神々は祟りを起こせたり、夢枕に現われて、ムラ人への警鐘になっている。ムラ人たちは、先祖伝来の守護神であるという崇敬の念と、畏怖の念とを氏神をはじめ路傍の神、家の神などに抱いている。だから、神社合祀後の〈分祀〉がこれらの要因によって、遂行されたことは、取りも直さず民俗社会という土壌がそれらの要因を育んできたともいえよう。

結びに代えて

神社合祀後、合祀された神社がもとの場所に戻り祀られる〈分祀〉に興味を抱き、その事例を集めてみた。そこで、今回は神奈川県下に限定して、民俗調査報告書や民俗誌の類などを渉猟した結果、12例ばかりの事例が発見できた。これらの事例は、〈分祀〉に関する

る民俗社会⁽⁴³⁾における伝承から得たものである。それらの事例の分析を試みたが、それを伝承している地域社会の中に位置づけて分析することは、今後の課題としたい。また、神社の合祀に関する事例の報告は結構多いが、その逆である「分祀」の事例は極めて少なかった。

今回の発表は、このテーマを今後も発展させていくための布石である。今後は、事例として挙げた地域を体系的に調査研究を試みて、一地域一地域の「分祀」のあり方について、モノグラフを作成してみたいと考えている。また同時に、他地域における事例の発掘に努め、「分祀」の実態を全国レベルにおいて掌握したいと考えている。

〔注〕

- (1) 村上重良,『国家神道』,岩波書店,昭和45年,167頁。
- (2) 柳田國男,『神道と民俗学』(『定本柳田國男集』第10巻,筑摩書房,昭和37年,385頁),昭和18年に明世堂書店から出版。
- (3) 萩原龍夫は、昭和35年に実施された島根県西石見地方の民俗総合調査で、津和野藩時代の神社整理について論述している。和歌森太郎編,『西石見の民俗』,吉川弘文館,昭和37年,180~197頁。
- (4) 鶴見和子,「地球志向の比較学」,『南方熊楠全集』第4巻,平凡社,昭和47年,613頁。最近、明治末期から強行された明治政府の神社合祀政策に対して、自護保護の立場から投獄も辞せず闘った南方熊楠についての書物が刊行された。南方文枝,『父南方熊楠を語る—付神社合祀反対運動未公刊史料一』,日本エディタースクール出版部,昭和56年。
- (5) 萩原龍夫,『神社祭祀』,和歌森太郎編『宇和地帯の民俗』,吉川弘文館,昭和36年,173頁。
- (6) 谷岡治男・森安仁,「神社合併と村祭の変化—三重県度会郡穂原村(現、南勢町の内)—」,『社会と傳承』第12巻第4号,昭和46年,45頁。
- (7) 萩原龍夫,前掲「神社祭祀」,172頁。
- (8) 森岡清美,「明治末期における集落神社の整理(1)—三重県下の合祀過程とその結末—」,『東洋文化』第40号,東京大学東洋文化研究所,昭和41年。
- (9) 森岡清美,「明治末期における集落神社の整理(2)—その全国的経緯—」,『社会科学論集』第号,東京教育大学文学部,昭和43年。
- (10) 米地実,『村落祭祀と国家統制』,御茶の水書房,昭和52年。米地の著書は、昭和41年から49年までに発表した論文に修正を加えて収録されたものである。第4章,第5章において、神社整理に対する国家統制を論述している。
- (11) 孝本貢,「神社合祀—國家神道化政策の展開—」,田丸徳善・村岡空・宮田登編『日本人の宗教III 近代との邂逅』,佼成出版社,昭和48年。孝本は、神社整理が、神社統一→一村一社→民心統一という論理でなされたとしている。
- (12) 孝本貢,「神社整理と地域社会—神奈川県相模原市の事例—」,笠原一男編『日本における政治と宗教』,吉川弘文館,昭和49年。
- (13) 土岐昌訓,「明治以降における神社整理の問題—神社法令を中心とした其の経過について—」,『神道宗教』第16号,昭和33年。
- (14) 千葉正士,「一市町村一神社の理念と総鎮守の制—第二次大戦中における東北地方の実例を通して—」,『社会と傳承』第8巻第1号,昭和39年。
- (15) 沼部春友,「神社合祀に関する一考察」,『宗教研究』第46巻第3号,昭和48年。
- (16) 谷岡治男・森安仁,前掲「神社合併と村祭の変化」,昭和46年。

- (17) 大藤時彦, 「信仰生活」, 柳田國男編『明治文化史 第13巻 風俗』, 原書房(洋々社 昭和29年刊の覆刻), 昭和54年, 454~455頁。
- (18) 注(3), (5)を参照。
- (19) 村上重良, 前掲『国家神道』, 昭和45年。
- (20) 横浜市教育委員会, 『昭和46年度 港北ニュータウン地域内文化財調査報告一東方の民俗 渋沢の民俗 柚木の民俗一』, 昭和47年, 95~97頁。
- (21) 筆者調査。
- (22) 筆者調査。事例②, ③は, 平塚市史民俗編を編纂するために調査した資料の一部である。平塚市市史編さん課, 『平塚市史民俗調査報告書1一神田・城島一』, 昭和56年。
- (23) 神奈川県立博物館, 『神奈川県民俗調査報告5 三浦半島の民俗(Ⅱ)』, 昭和47年, 85頁。
- (24) 座間市語り伝え聴き取り調査団, 『座間の語り伝え 信仰編』, 座間市企画財政部企画課市史編さん係, 昭和54年, 6~7頁。
- (25) 前掲書, 15頁。
- (26) 神奈川県立博物館, 『神奈川県民俗調査報告2 串川・中津川流域の民俗』, 昭和44年, 85頁。
- (27) 前掲書, 85頁。
- (28) 瀬戸貞夫, 『西丹沢の民俗I』(神奈川県民俗シリーズ13), 神奈川県教育委員会, 昭和52年, 100頁。
- (29) 前掲書, 137頁。
- (30) 前掲書, 140頁。
- (31) 前掲書, 136頁。
- (32) 神社合祀政策の事例については, 孝本貢の「神社合祀—国家神道化政策の展開—」, 米地実の『村落祭祀と国家統制』における第3章「村落所在神社と国家統制」, 第4章「明治末期の神社政策」に詳述されている。
- (33) 孝本貢, 前掲「神社合祀」, 75~76頁。
- (34) 孝本貢, 前掲書, 84頁。
- (35) 孝本貢, 前掲書, 87頁。
- (36) 孝本貢, 前掲書, 98頁。経済論というのは, 神社数が減少すれば, 住民の経費の負担が軽くなること, 敬神論というのは, 神社数が減少すれば, 神社設備が完備し, 氏子, 崇敬者に対する感化もよくなること, 神社中心説というのは, 神社数が減少すれば, 自然同一氏子区域であるというので, 融和してその団結が堅くなること。
- (37) 孝本貢, 前掲書, 104~105頁。
- (38) 村上重良, 前掲『国家神道』, 169頁。
- (39) 村上重良, 前掲書, 169頁。
- (40) 孝本貢, 前掲「神社整理と地域社会」, 346~350頁。
- (41) 笹生源治編『駒形神社誌』, 謄写印刷, 昭和42年, 2頁。
- (42) 座間市語り伝え聴き取り調査団, 前掲『座間の語り伝え 信仰編』, 10頁。
- (43) ここでいう民俗社会 folk society とは, R. Redfield が提示した地域社会のことである。民俗社会は孤立した小地域社会で, 同質の人々が強固な集団結合のもとに慣習化した生活様式を守って暮している社会を指している。

参考文献

- 神奈川県神社本庁編, 『神奈川県神社誌』, 昭和56年。
岩波書店編集部編, 『近代日本総合年表』, 岩波書店, 昭和43年。